株式会社フェニックスにかかる債権の譲渡について

平成１７年１２月２７日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる債権の譲渡を完了しました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

１．対象事業者の氏名又は名称
株式会社フェニックス

２．経緯
本件対象事業者につきましては、平成１６年８月３０日に株式会社産業再生機構法（平成１５年法律第２７号。以下「法」という。）第２２条第３項に規定する支援決定を行い、平成１６年１０月５日に法第２５条第１項に規定する買取決定を行いました。その後、対象事業者は、平成１６年１２月１日に事業再生計画に沿って、営業の概ね全てを吸収分割によりスポンサーであるオリックス株式会社グループ１００％出資の新会社（オリックス・ピーイー・ツー株式会社。同日に株式会社フェニックスに社名変更）に承継させ、同時に同グループ１００％出資の投資事業組合（OPI2002 投資事業組合）を引受先とする第三者割当増資の実施により同社の子会社となり、同社のサポートの下、事業再生に取り組んでおります。

３．債権額等
機構は、対象事業者に対する元本 3,434 百万円の債権に関し、金融機関等から 1,351 百万円で買い取り、事業再生計画に沿って債権放棄（2,011 百万円）を行った後、残った 1,423 百万円の債権について事業収益及び担保処分等により 555 百万円の弁済を受けておりましたが、今般、残存債権 868 百万円について金融機関あて譲渡を完了しました。

４．主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内３－３－１　新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437